

社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 職員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人米原市社会福祉協議会（以下「本会」という）の職員が、その職務を通じ利害関係があり、または職員の地位等の客観的な事情から、その職員が事実上影響力を及ぼし得られる他、その職員の職務に利害関係がある事業者および個人（以下「関係者等」という。）、サービス利用者との接触等に関し、遵守すべき事項等を定めることにより、市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本会に対する信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本会正規職員・准正規職員・パートタイマー職員等を対象とする。

(職員の遵守事項)

第3条 職員は、本会正規職員就業規則第23条・准正規職員就業規則第24条・パートタイマー職員等就業規則第18条に示す服務心得を遵守するほか、この規程に従わなければならない。

- 2 職員は、市民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者でないことを自覚し、公正な職務の遂行に当たらなければならない。
- 3 職員は、自らの行動が社会福祉事業全般に対する信頼に影響を与えることを充分認識すると共に、日頃の行動について、常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

(管理者の遵守事項)

第4条 職員のうち、事務局長及び部長の地位にある者（以下「管理者」という）は、率先垂範して適正な職務の確保を図ると共に、監督責任を十分に自覚し部下の職員に対する指導監督を怠ってはならない。

- 2 管理者は、この規程の遵守について率先垂範して自省自戒し、併せて会議等の場を通じて相互の注意を喚起すると共に、その異動に際し、新任者にもこれらのことを徹底させなければならない。

(関係事業者等との接触に当たっての禁止事項)

第5条 職員は、関係事業者等との接触に当たっては、次の各号に掲げる行為（家族

関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係ないものを除く)をしてはならない。ただし、職務上の必要に基づく場合または対価を支払って参加する場合等例外的な場合にあつては、会長に別に定める届出書(別紙様式)を提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

- ① 関係事業者等と会食(パーティーを含む。以下同じ。)をすること(市または本会が主催する行事等に伴つてする場合を除く。次号についても同じ。)
- ② 関係事業者等と遊戯(スポーツを含む)または旅行すること。
- ③ 関係事業者等から転任、海外出張等に伴う餞別等を受けること。
- ④ 関係事業者等から中元、歳暮等の贈答品(宣伝広告用物品等を除く)を受領すること。
- ⑤ 関係事業者等から講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。
- ⑥ 関係事業者等から金銭(祝儀等を含む。)小切手、商品券等の贈与を受けること。
- ⑦ 本来自らが負担すべき債務を関係事業者等に負担させること。
- ⑧ 関係事業者等から対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- ⑨ 関係事業者等から対価を支払わずに不動産・物品等の貸与を受けること。
- ⑩ 関係事業者等から未公開株式を譲り受けること。
- ⑪ 前各号に掲げるものの他、関係事業者等から接待または利益もしくは便宜の供与(社会通念として容認される湯茶等の提供等を除く。)を受けること。

(福祉サービス利用者等との関わりに当たつての禁止事項等)

第6条 福祉サービスを提供するに当たつて、利用者本人・家族・関係者等から金品を受け、便宜を図つてはならない。

2 職員は、職務の遂行に際して、利用者に対するサービスを最優先に考え、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① あくまでも、利用者の状況に基づいて、公平なサービスを提供、または対応に努めること。
- ② 利用者に対していかなる理由があつても権威的にならず、利用者の人権擁護に努めること。
- ③ 利用者があるがままに受容し、利用者等が選択・決定したことを尊重し、常に対等な立場で対応すること。
- ④ 利用者のニーズに即応した援助を行い、日常生活の問題解決に努めること。
- ⑤ 援助者としての専門性を高めるために常に努力すること。

(違反行為があつた場合の処分等)

第7条 職員が、この規程に違反する行為(以下「違反行為」という)をする恐れが

あると認められる場合においては、その職員を管理する職員（以下この条において「管理職員」という）は上司及び事務局長と連絡を取りつつ、直ちに実情調査を開始すると共に、必要に応じ会長に報告するものとする。

- 2 会長は、職員に違反行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合においては、管理職員、またその上司及び事務局長と連携して、直ちにその職員に対し事情聴取等の実情調査を行い、その結果、違反行為があったと認められた場合においては、その程度に応じて、その職員に対して本会正規職員就業規則第50条・准正規職員等就業規則第51条・パートタイマー職員等就業規則第43条に基づく懲戒処分、または訓告もしくは注意を行うものとする。
- 3 会長は、違反行為があったと認められる職員から、辞職の申し出があった場合において、その職員を懲戒処分に付することについて、相当の事由があると認められるときは、その承認を保留し、前項に規定する措置を講ずるものとする。

（実施の細則）

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。